職発 0202 第 7 号
平成 29 年 2 月 2 日

主要経済団体の長　殿

厚生労働省職業安定局長

平成 29 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、一般社団法人日本経済団体連合会においては平成 28 年 9 月 20 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同月 28 日に「平成 29 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、平成 28 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 29 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うこととといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配意をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

受付
29. 2. -7
一般社団法人
日本電設工業協会

1　求人票の展示・公開時期等

従前より安定所においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成29年度の安定所における取扱いは、次のとおりとする。

(1)　求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成29年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成29年6月1日以降に展示・公開する。

なお、平成29年6月1日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2)　求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成29年6月1日以降とする。

(3)　大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4)　専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成29年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2　公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

①　男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
②　学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
③　募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
④　新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること。
⑤　高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること